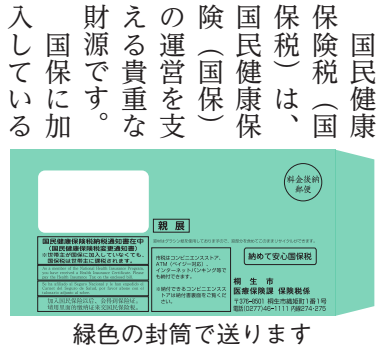


# 国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の通知を7月中旬に郵送します

平成29年度国民健康保険税と後期高齢者医療保険料が決定しましたので、通知書を7月中旬に郵送します。通知書に納付書が同封されていた場合は、納期限までに忘れずに納めてください。  
問い合わせは、医療保険課保険税係（☎内線274・275）へ。

## 国民健康保険税 納税通知書



緑色の封筒で送ります

国民健康保険税（国保税）は、国民健康保険（国保）の運営を支える貴重な財源です。国保に加入している人が、病気やけがをしたときの医療費や出産育児一時金、葬祭費などの費用は、皆さんに納めていただく国保税と、国・県などからの負担金、市からの繰入金などで賄われています。

### ●国保税の税率

平成29年度の国保税の税率

と課税限度額は下の表のとおりです。税率、限度額とも平成28年度と変更はありません。

### ●納税義務者は世帯主

世帯主が国保に加入していない場合でも、納税義務者である世帯主宛に送付します。納期限までの納付に御協力ください。

※社会保険などに加入した後、国保の離脱手続きを済ませていない場合は、その人の分も含めて国保税の計算がされています。速やかに国保の離脱手続きを行ってください。

### ●納付方法はいろいろ

国保税の納付は、口座振替に変更することができます。また、コンビニエンスストアやインターネットでも納付できますので、都合の良い納付方法を御利用ください。

## 平成29年度国保税の税率と限度額

	医療分	支援分	介護分
所得割	7.6%	2.2%	2.0%
均等割	25,000円	7,600円	9,000円
平等割	21,000円	7,200円	6,200円
限度額	540,000円	190,000円	160,000円

- 所得割 = 加入者全員の前年の所得額をもとに算出
- 均等割 = 加入者1人当たりの額 × 加入者数
- 平等割 = 1世帯当たりの額
- 限度額 = 1世帯にかかると課税限度額（最高額）

## 後期高齢者医療保険料額決定通知書

●普通徴収の人（保険料が年金から差し引きされない人）

7月中旬に保険料額決定通知書を郵送します。

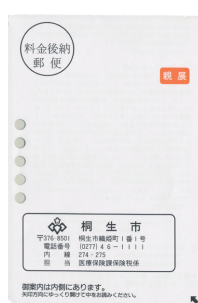
納付書を同封しますので、納期限までに忘れずに納付してください。



水色の封筒で送ります

●特別徴収の人（保険料が年金から差し引きされる人）

7月下旬に特別徴収額の決定通知書を郵送します。



はがきで送ります

### ●保険料率

保険料率と限度額は次の表のとおりです。保険料率、限度額とも平成28年度と変更はありません。

## 平成29年度 後期高齢者医療制度の保険料率と限度額

所得割	8.6%
均等割	43,600円
限度額（最高額）	570,000円

## 保険料の軽減措置が変更

### ●所得割額の軽減

保険料の算定に用いる基礎控除（33万円）後の総所得金額等が58万円以下の被保険者に対する所得割額の軽減措置が、平成29年度は平成28年度の5割軽減から2割軽減に変わりました。

### ●職場の健康保険などの被扶養者であった人の軽減

職場の健康保険などの被扶養者であった人に対する均等割額の軽減措置が、平成29年度は平成28年度の9割軽減から7割軽減に変わりました。

## 納付は便利な口座振替で

口座振替（自動払込）は、納め忘れの心配や、納期ごとに納めに行く必要がなくなるなど、便利で確実な納付方法です。手続きは、通帳、届け出印、納入通知書を持参して、金融機関で行ってください。

また、後期高齢者医療保険料の納付を特別徴収から口座振替に変更する場合は、金融機関で手続きを済ませた上で「口座振替依頼書」の本人控えを持って、市役所1階の医療保険課又は新里・黒保根支所市民生活課にお越しください。

# 高齢受給者証と後期高齢者医療被保険者証 などを7月中旬に郵送します

国保の高齢受給者証と後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日です。引き続き対象となる人には、新しいものを郵送します。有効期間が切れたものは、8月以降に医療保険課又は新里・黒保根支所に返却してください。

高齢受給者証については、医療保険課国保係（☎内線254・255）へ、後期高齢者医療被保険者証については、医療保険課医療助成係（☎内線257・272）へお問い合わせください。

## 高齢受給者証

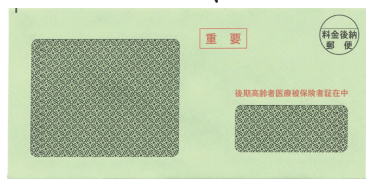


薄黄色の封筒で送ります

国保に加入している70歳から74歳までの人には、新しい受給者証を7月中旬に郵送します。保険医療機関などで受診するときは、被保険者証と高齢受給者証と一緒に提示してください。なお、今回郵送する受給者証の有効期限は、平成30年7月31日です。ただし、8月1日から平成30年7月31日までに75歳を迎える人

は、誕生日の前日までです。

## 後期高齢者医療被保険者証



薄緑色の封筒で送ります

75歳以上の人と65歳以上の一定の障害がある人には、新しい被保険者証を、7月11日（火）に発送します。

●限度額適用・標準負担額減額認定証

現在有効の「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人で、平成29年度も引き続き住民税非課税世帯となる人には、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、後期高齢者被保険者証に同封して郵送します。

## 3割負担で申請が必要な人

国保の高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証の負担割合が3割負担の人で、前年の収入が一定の基準より少ない場合は、申請することによって2割負担又は1割負担に変更になります。

該当する人には、「基準収入額適用申請書」が同封されていますので提示された期間内に申請してください。

## 福祉医療費受給者の高額療養費について

1か月分の医療費が高額になり、自己負担限度額を超えると、加入している医療保険から高額療養費が支給されます。福祉医療費受給者の自己負担額は福祉医療費で支払っていますので、高額療養費が支給される場合は、福祉医療費に返還していただくことになります。

加入している医療保険から高額療養費に該当した通知や申請書などが送付されましたら、市役所1階の医療保険課に届け出てください。

問い合わせは、医療保険課医療助成係（☎内線257・272）へ。

## 母子・父子家庭

## 福祉医療費受給者証の更新



桃色の封筒で送ります

母子・父子家庭の「福祉医療費受給者証」の有効期限は、7月31日（月）です。引き続き医療費の助成を受けるには更新の手続きが必要です。

対象者には、更新の御案内を7月10日（月）に発送します。

更新の手続きは、母又は父本人が行ってください。

手続きの際には、全員の福祉医療費受給者証、全員の医療保険の被保険者証、印などを持参してください。詳しいことは更新の御案内を御覧ください。

期間 7月12日（水）～25日（火）※土、日、祝日を除く

時間 午前8時30分～午後5時15分※期間中、医療助成係のみ午後7時まで

場所 市役所1階の医療保険課又は新里・黒保根支所市民生活課

問い合わせは、医療保険課医療助成係（☎内線260・272）へ。